

川崎市公告第518号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

学校水道水（飲料水）検査業務

(2) 履行場所

川崎市立学校

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 調達概要

市立学校を巡回して水道水（飲料水）を採水し、検体を検査実施施設に運搬して検査を実施するとともに、検査結果書類を交付すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」で登録されている者。
- (4) 履行期間が有効期間内となる水道法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者であること。また、水質検査を行う区域に川崎市が含まれること。

3 入札参加申込書等の配付及び提出

この入札に関する資料（入札説明書、仕様書、入札参加申込書等）は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧できます。また、3（1）の場所で配布します。

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配付・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎7階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校環境衛生担当 鳥羽山

電話 044-200-3294（直通）、FAX 044-200-2853

電子メール 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和8年2月12日から令和8年2月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年2月25日までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様の内容に関し、質問することができます。なお、仕様以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

イ 質問書の配布・提出場所

3（1）と同じ

ウ 質問書の配布・提出期間

令和8年2月12日から令和8年2月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。持参先等は3（1）と同じです。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3（1）の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5（1）ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和8年3月3日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出方法

持参

- (2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和8年3月10日午前11時00分

提出場所 川崎市役所南庁舎18階第3会議室

- (3) 入札保証金

免除

- (4) 入札・開札の日時・場所

7(2)に同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

- (2) 前払金

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (3) 公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 詳細は入札説明書によります。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。